

危機管理会議

日時：平成 24 年 4 月 9 日（月）16:00 ～

場所：県庁 3 階 特別会議室

協議事項

- 1 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案に関する対応について

〈資料〉

- ① 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案に関する対応方針 ……1
- ② 市町村及び消防機関への依頼文書 ……3
- ③ （参考資料）政府の対応、内閣官房長官コメント等 ……7

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案に関する対応方針

北朝鮮による発射通告 : 4月12日(木)～16日(月) 7:00～12:00

1 発射に備えた危機管理体制の整備

(1) 危機管理部職員への対応

- 11日夜から発射が確認されるまでの間、危機管理部職員による24時間待機体制を確保し、情報収集を実施。

(2) 関係機関との連絡体制の構築

- 市町村への体制整備の依頼（文書にて依頼済み（4日4日付け危第4号））
 - 防災行政無線FAX及びEm-Netの受領体制の確保（24時間）
 - 担当職員の携帯メールへの情報伝達・受領確認体制の確保（24時間）
- 4月10日（火）に情報伝達訓練の実施
 - 消防庁により、防災行政無線を使った情報伝達訓練あり（全国）
 - これと合わせて、県独自に次の訓練を実施
 - ・危機管理会議メンバーへのすだちくんメールによる情報伝達訓練
 - ・市町村の担当職員に対する携帯メールによる情報伝達訓練

(3) 県民への情報提供

- 県ホームページ「安心とくしま」により県民に対する情報提供を行う。

2 発射された場合の対応

(1) 発射に係る情報伝達（危機管理部対応）

- 危機管理会議メンバーへの情報伝達（すだちくんメール）
- 市町村への情報伝達及び受領確認
- 消防・指定地方公共機関への情報伝達（FAX or MAILによる伝達）

(2) 県民への情報提供

- 県ホームページ「安心とくしま」を通じて情報提供

(3) 危機管理会議の招集・開催

- 本県への影響の有無にかかわらず、発射状況やその影響（本県関係の漁船への影響を含む）が判明した後、危機管理会議を招集・開催する。

(4) 万一、県内に落下した場合の対応

- 県内に落下した（可能性を含む）との情報を入手した場合には、直ちに、知事を本部長とする対策本部（危機管理対策本部又は災害対策本部）を設置し、必要な措置を実施するものとする。

以上

危第4号

平成24年4月4日

各市町村長
各消防機関の長 殿

徳島県危機管理部長
(公印省略)

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案
に関する対応について(依頼)

既に御承知のとおり、北朝鮮は、4月12日(木)から16日(月)までの間に「人工衛星」と称するミサイルを発射するとして、国際民間航空機関等に事前通知を行っております。

これを受け、消防庁国民保護・防災部長から、別添(平成24年3月30日消防運第31号)のとおり、防災・危機管理体制の確認について通知がありました。

こうしたことから、市町村及び消防機関におかれましても、次の3点に十分御留意いただき、危機管理体制の確認を行っていただきますよう、お願いいたします。

1. 状況に即応できる危機管理体制の構築(別紙1参照)
2. 情報伝達装置の確認(別紙2参照)
3. 情報伝達試験の実施(別紙3参照)

(平成24年4月10日(火)11時から全都道府県及び全市町村で実施)

担当：危機管理政策課危機管理担当 勝間・木村・宮内
電話：088-621-2713 F A X：088-621-2987

別紙 1

状況に即応できる危機管理体制の構築について

以下の点に留意し、状況に即応できる危機管理体制を構築していただけますようお願いいたします。

1 緊急情報の受領について

- ① 県からの緊急情報は、24 時間体制で防災行政無線の FAX で伝達するとともに、あわせて、危機管理担当者個人の携帯電話へメールによる情報提供を行います。

各市町村等におかれては、危機管理担当者とその旨をお知らせいただき、情報を受領できるよう対応されるとともに、情報を受領されました際には、県危機管理政策課担当者にメール又は電話で受領の報告をしていただくようお願いいたします。

- ② 内閣官房からの情報は、Em-Net を通じて情報が入ります。

- ③ ①②により、本県への直接的な影響など重要な情報を受領した場合には、直ちに、首長や幹部職員に伝達できる体制を確保してください（特に、休日夜間などの勤務時間外の伝達体制の確認をお願いいたします）。

2 住民への緊急情報の伝達について

- 県から受領した情報について、発射情報など住民への周知が必要だと思われるものについては、防災行政無線、ケーブルテレビ等、各市町村が有する緊急情報連絡網により、情報伝達が可能な体制を確保してください。

3 「人工衛星」と称するミサイルが本県に落下した場合の対応について

- ① 万一、「人工衛星」と称するミサイルが本県に落下した場合には、その状況に応じて、現場の確認や救命救助活動など必要な措置の実施が求められることとなります。迅速な対応ができるよう、関係機関との連絡体制を確保してください。

- ② 被害が大きい場合には、災害対策基本法や国民保護法に基づく対応が求められることも考えられるので、地域防災計画及び国民保護計画に基づく警報、避難、救援等の実施手順を再確認してください。

以 上

情報伝達装置の確認について

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案に関し、Em-net、J-ALERT及び防災無線FAXを用いた情報伝達が行われます。

については、次の2点について御確認ください。

1. それぞれの受信機や自動起動機等の機器が正常に稼働していること
2. J-ALERTが外部インターフェイスを機動させる設定になっていること
〔消防庁国民保護運用室からの平成24年3月30日付け事務連絡「北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案に関するJ-ALERTの使用について」を参考に確認してください。〕

(担当)

危機管理部 危機管理政策課

危機管理担当 木村(Em-net, 消防防災無線fax)

電話 088-621-2713 ファクシミリ 088-621-2987

e-mail kimura_hiroaki_1@pref.tokushima.lg.jp

危機管理部 南海地震防災課

防災業務担当 中野(J-ALERT)

電話 088-621-2281 ファクシミリ 088-621-2987

e-mail nakano_seiji_1@pref.tokushima.lg.jp

情報伝達試験の実施について

消防庁国民保護運用室からの平成24年3月30日付け事務連絡「J-A L E R Tの放送試験及び消防防災無線F A X等の伝達試験について」により、次の日程で消防防災無線F A Xの伝達試験を行うとの連絡がありました。

ついては、伝達試験によるF A Xを受領した際には、県危機管理政策課担当者まで、受領時間を電話で連絡して下さるようお願いいたします。

また、併せて、平成24年度危機管理担当者の携帯へメールを送信させていただきますので、メールを受領されました際には、返信メールをお送りください。

不着の場合につきましても、その旨、ご連絡ください。

実施日時：平成24年4月10日(火) 午前11時～

実施団体：全都道府県及び全市町村

※なお、J-A L E R Tの放送試験は本県では行われません。

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射の発表に関する対応

政府としては、今回の北朝鮮の「人工衛星」と称するミサイル発射の発表に関して、北朝鮮に対し発射の中止を強く求めているところであるが、そのような努力にもかかわらず、北朝鮮が発射をする場合に備え、国民生活の安全・安心を期するとの観点から、以下のとおり対応するものとする。

なお、政府としては、北朝鮮が設定した落下区域等を考慮すると、我が国領域内に落下するケースは、通常は起こらないと考えており、国民各位におかれては、平常通りの生活を送って頂きたい。

1 落下への対処について

- ① 防衛大臣は自衛隊法第82条の3第3項の規定に基づき、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、落下物が我が国に飛来することが確認された場合にそれを破壊する措置を命ずるものとする。(※)
- ② 防衛大臣は、破壊の措置が実施された場合には、その結果について直ちに公表する。

(※) 防衛大臣が命ずる措置の具体的内容については、本日(3/30)中に公表する予定。

2 国民等に対する情報提供について

- ① 政府は、北朝鮮が発射した場合には、国民各位への周知を図ることを目的として、直ちに国民、地方公共団体及び報道機関等に対し、本件に関する情報提供を行うものとする。
- ② 政府は、国民、地方公共団体及び報道機関等に対するエムネットやJアラートの活用も含めた迅速かつ的確な情報提供の要領を確認する。

3 落下物が我が国の領域に落下した場合の対応について

- ① 政府は、何らかの物体が我が国の領域に落下したと推測される場合には、直ちに国民、地方公共団体及び報道機関等に対して必要な情報提供を行うものとする。
- ② ①の情報提供の後、速やかに現地の確認を行うとともに、立入り禁止区域の設定など所要の活動等を行うものとする。
- ③ このため、自衛隊・警察・消防・海上保安庁は、所要の態勢をとるものとする。

内閣官房長官コメント

(北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射の発表に関する対応について)

北朝鮮の「人工衛星」と称するミサイル発射の発表については、政府としてはその中止を強く北朝鮮に求めているところですが、北朝鮮が発射をする場合、我が国への影響について、政府は以下のように評価しております。

まず、不具合なく発射が行われた場合は、第1段目が韓国南部の全羅道の西方沖合に設定された落下区域に、また、第2段目が太平洋上のフィリピン島の東方沖合に設定された落下区域に落下すると考えています。

次に、発射が失敗する場合についてですが、第1段目の切り離し以前に不具合が発生するようなケースでは我が国まで届かず、我が国領域への影響は生じません。また、第2段目のロケットが燃焼開始すれば、通常、我が国領空の上を越えて飛翔することとなります。ただし、通常は考えにくいものの、第2段目の燃焼開始後、燃焼が中断するようなケースでは、一部が我が国領域内に落下することも全く考えられないわけではありません。

したがって、政府が第一に備えるべきは不具合なく発射が行われる場合についてであると考えており、船舶・航空機の運航者におかれては、発出済みの航行警報及び関係国から発出された航空情報(ノータム)に従い、4月12日から16日までの7時から12時までの間、設定された落下区域内に入ることは控え、注意して航行して下さい。

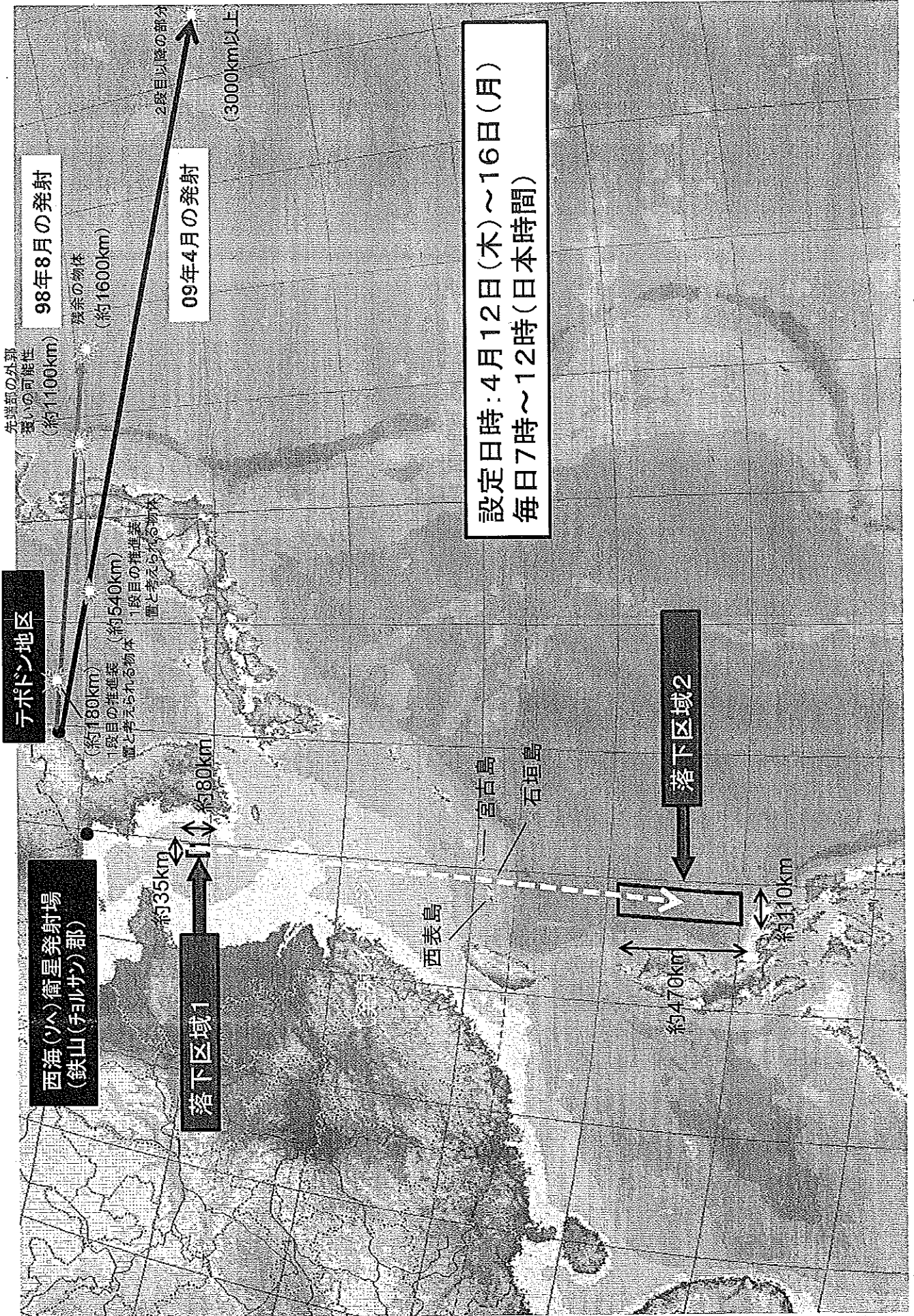
何らかの物体が我が国領域内に落下してくるケースは、通常は起こらないわけですが、政府としては万が一に備え、弾道ミサイル防衛能力を有する自衛隊の部隊を展開させ、警戒態勢をとらせることとします。さらに念のため、一部が我が国領域内に落下した場合に備え、関係機関が緊密に連携し、住民等の安全を速やかに確保することが出来るよう、自衛隊・警察・消防・海上保安庁が所要の態勢をとることとします。なお、仮に、国民の皆様が落下物らしき物を発見した場合には、決して近寄らず、警察・消防に連絡して下さい。

各交通機関を含め、国民の皆様におかれては、北朝鮮が発射に関し事前通報している時間帯においても、平常通りの生活・業務を続けて下さい。

今後とも政府は、国民、地方公共団体及び報道機関等に対し、可能な限り情報提供してまいります。また、北朝鮮が発射した場合、エムネットやJアラートも活用し、速やかに必要な情報をお伝えいたしますので、テレビ・ラジオ等の情報にも注意して下さい。

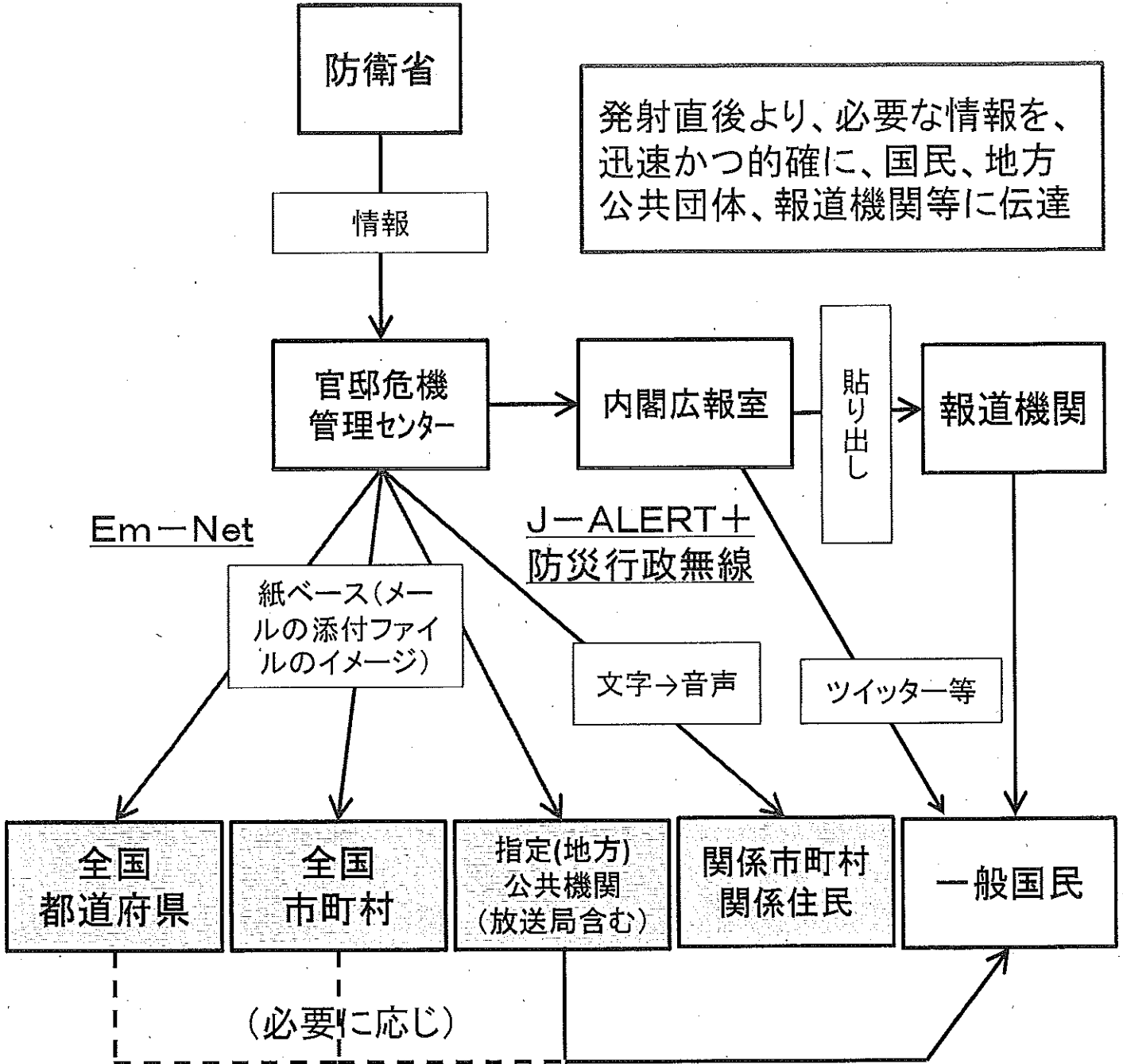
なお、本日、政府は、防衛大臣が自衛隊法第82条の3の第3項にいう緊急対処要領に従った命令を予め発するとの方針を確認いたしました。これは、「人工衛星」と称するミサイルが我が国に向けて飛来するおそれがあるとは言えないものの、万が一、発射後に不具合が発生した場合等に備える必要があるとの考えによるものであります。

北朝鮮が設定した落下区域



国民・自治体等への情報提供

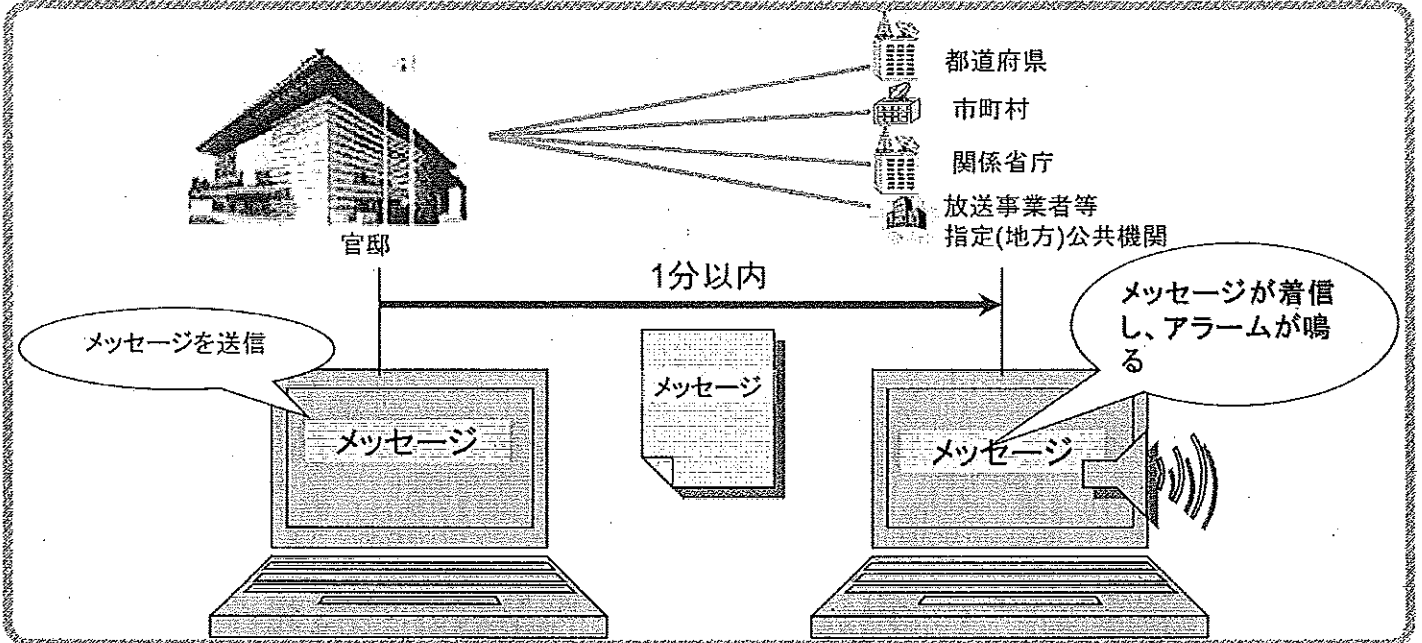
【発射直後の国民・自治体・報道機関等への情報伝達経路】



- ※各指定行政機関(各省庁)には、Em-Net及びFAX送付
- ※都道府県及び市町村には、Em-Netの他、消防庁から都道府県を通じFAX送付
- ※Em-Net整備率： 都道府県100%、市町村99%、指定公共機関85%、指定地方公共機関(運用開始24年3月)8%(24.3.27現在)
- ※J-ALERT整備率(市町村)： 98%(うち自動起動実施団体62%)(23.12.1現在)

(参考1) Em-Net(エムネット)の概要

1. 官邸から関係機関に、緊急にお知らせする情報を迅速に伝達するための一斉同報システム
2. 配信先ではアラーム等による注意喚起により確実に伝達
3. 使用するソフトは、関係機関に無償で配布



(参考2) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の概要

弾道ミサイル攻撃に関する情報などの緊急情報(※)を、人工衛星等を通じて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステム

※・・・弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報、津波警報、緊急地震速報 等

